

近世初期幕府直轄領の江戸周辺における分布傾向

夏目 宗幸*・根元 裕樹**

Distribution of shogunate controlled territories around Edo in the 1640s-50s

Muneyuki NATSUME*, Yuuki NEMOTO**

Abstract: In the 1640s-50s, 994 of the 2415 villages in the Musashi Province were under the direct control of the shogunate. According to prior researches the shogunate controlled territories around Edo played an essential role in supporting Edo, materially. However, it was hard to distinguish between shogunate controlled territories and those belonging to feudal lords (Daimyo), shogunate retainers (Hatamoto). In this study, we identify the locations of villages under the direct control of the Shogunate by using simple geocoding and by considering the distribution trend from the scale of the Musashi Province.

Keywords: 歴史 GIS (Historical GIS), 近世 (Early Modern Period), 幕領 (Shogunal Demesne)

1. はじめに

1640-50年代は、戦国期から17世紀までを中近世移行期とする視点(池上, 2005)や、寛文・延宝期(1661~1680)に近世社会が確立するとした視点(山本, 2010)において、中近世移行期または近世初期の最終盤の時期である。この頃の江戸幕府の政策は武断主義から文治主義に転換する時期にあたり、その支配構造の解明は重要な課題の1つである。

慶安2-3年(1649~1650)頃に、武蔵国に存在した2415ヵ村であり、その内、江戸幕府の蔵入地たる直轄領(以下、幕領)は994ヵ村あった(北島, 1977)。

こうした幕領の分布は、他の大名領、旗本領、寺社領と錯綜しており、地図上の可視化は困難であった。そこで本研究では、簡易的なジオコーディングを用いて、江戸周辺の幕領に属した村々の所在地比定を行い、所在位置を比定することができた村々の分布傾向に関して検討を行う。

2. データ作成について

本研究における村落分布は、慶安2-3(1649~1650)年頃に成立した『武蔵田園簿』(北島, 1977)から抽出した武蔵国2415村の村名・知行主名・石高の情報を基にしている。まず、この村名を東京大学空間情報科学研究センター提供のCSVアドレスマッチングサービスを用いて現在の町丁字との一致を行った。その結果、一致した1558村あった。これに加えて、農研機構農業環境変動研究センター公開の「第一軍管区地方2万分1迅速測図原図」にある村名を参考に550村の位置比定を手動で位置比定を行った。依然として307村は未確認状態であるが、武蔵国2415村中、現時点で2108村の位置比定された。すべて現在の地名との照合であり、位置比定として精度は低いため、小縮尺図を用いて、おおよその村落分布や領主分布を知るために有効である。

村落分布の傾向と比較するデータは、農研機構農業環境変動研究センターの岩崎亘典氏がGitHubに

* 学生会員 京都大学 大学院人間・環境学研究科 日本学術振興会特別研究員 (Kyoto University) / 武蔵野市立武蔵野ふるさと歴史館 (Musashino Historical Museum)
〒606-8501 京都市左京区吉田二本松町 Tel: 075-753-6533

** 正会員 東京都立大学 (Tokyo Metropolitan University)

公開している「明治時代初期土地利用・被覆デジタルデータベース」を利用している。

3. 幕領の分布傾向

図1は、その内江戸周辺の幕領である代官支配地の分布と前述「明治時代初期土地利用・被覆デジタルデータベース」に基づく明治初期段階の土地利用情報を重ねたものである。近世初期の代官支配地と明治初期の土地利用情報には200年の歳月の差があるため、新田開発による耕地拡大にともなう土地利用の変化について留意する必要がある。

その結果、江戸周辺の幕領は、主に代官伊奈氏と代官野村氏の2家によって支配されていた構造があり、代官伊奈氏と代官野村氏の支配地域は、以下の3点において特徴的な性質の違いを持っていることが明らかになった。

① 土地利用

代官伊奈氏：稲作地域（荒川-江戸川-多摩川河口）

代官野村氏：畑作地域（武蔵野台地）

② 交通網

代官伊奈氏：河川交通地域

代官野村氏：陸上交通地域

③ 集落密度

代官伊奈氏：密集地域

代官野村氏：過疎地域

4. 幕府史料からみる江戸の拡大と代官支配

江戸周辺の幕領は、代官伊奈氏と代官野村氏による広域的支配が行われ、且つ両家の支配地域の間には、特徴的な違いが存在していることがわかった。本研究では、この支配構造に関して検討を加えるために、当時の幕府文書に見られる江戸の市街地拡大

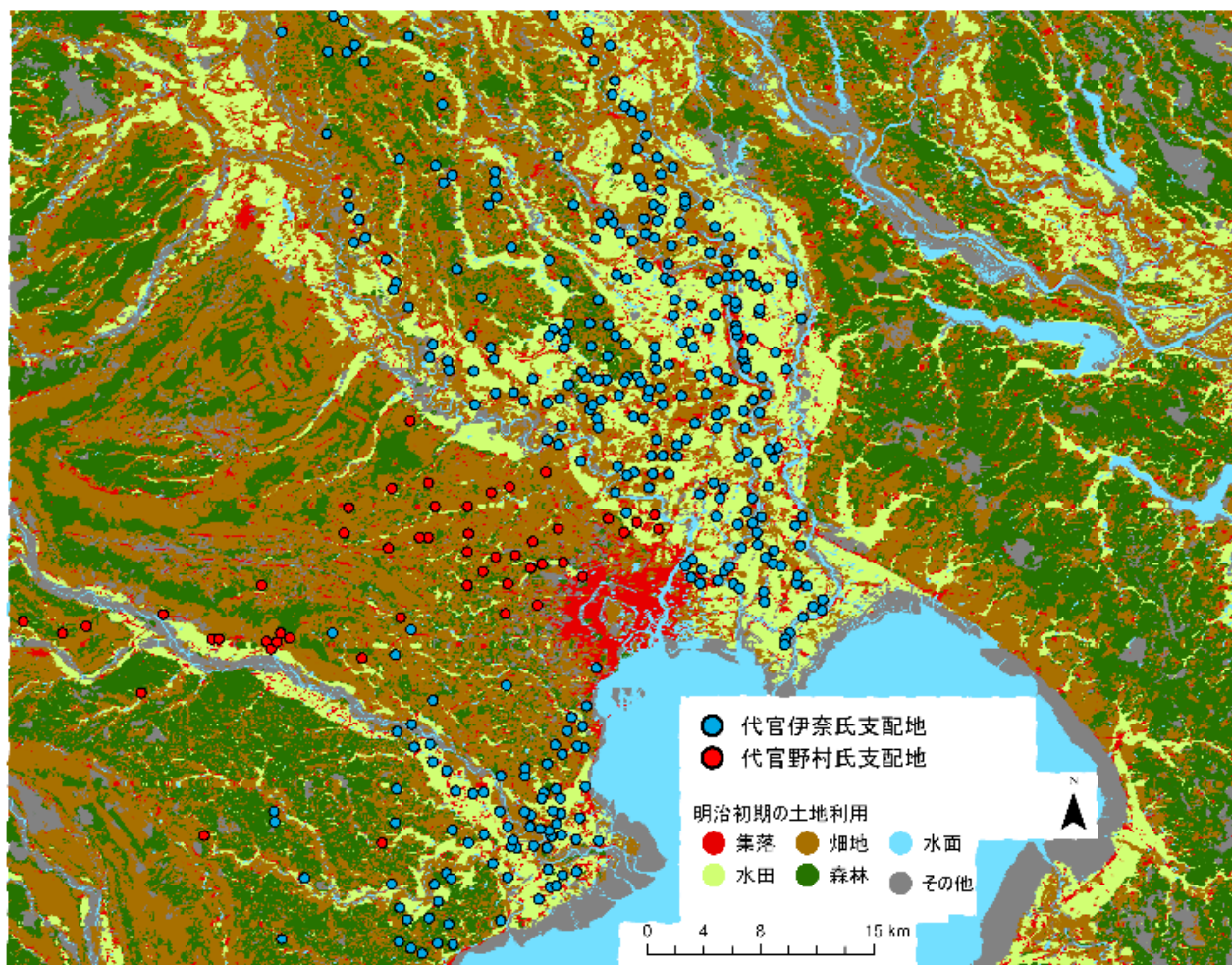


図1 江戸周辺における近世初期の代官支配地分布と明治初期の土地利用

に関する文書を中心に検討をおこなう。

1640-50年代、江戸幕府は、江戸の市街地が町奉行支配地の外側に無秩序な拡大しており、その統制に苦心していた。こうした統制の矢面に立たされていたのが、町奉行支配地外の幕領を管轄する代官伊奈氏と代官野村氏であった。以下は、江戸の市街地拡大と江戸周辺の幕領の軋轢に関する情報を幕府史料から抽出し、当時の時代背景を補足する。

代官伊奈氏、代官野村氏に向けた触を最初に確認する事ができるのは慶安元(1648)年6月11日に出示された代官支配地における屋敷地化禁止令である。

『柳営日次記』には単に「代官伊奈忠治・野村為重に命して、江戸廻百姓地代屋敷借を穿鑿せしむ」とある一方、『徳川実紀』には同じ内容に関して、「先年禁ぜら..」とあり、この時点より以前にも禁令が出されていたことがわかる。この時は、老中の松平信綱と稲葉正則から、勘定所の支配下の代官である伊奈忠治、野村為重に直接伝達されている。

こうした状況下の中、幕府は町奉行支配化の統制を強化していく。『史料綱文』99編によれば、「承應元(1652)年10月26日には、「府下の處士を査検するを以て令して、宅地を處士に借す者、及び寄食しむる者は其事由を管廳に具申し、文簿に登録せしむ」とある。続いて承應2(1653)年8月10日には、「旗本土の未だ邸宅なき輩に宅地を給す」とある。さらに、明暦元(1655)年4月23日には、「幕府側衆、寺社奉行・町奉行に命し、府下近郊に於て群下に賜ふべき宅地を点検せしむ」とある。つまり幕臣でさえ江戸城下の屋敷地の確保が困難な状況にあり、町奉行支配地における牢人の屋敷管理の強化や、町奉行支配地、新たな屋敷地化許可地の設定を行うことで、江戸市中の屋敷地不足の解消を進め、代官支配地への市街地拡大を阻止しようとする意図あったと考えられる。

こうした中、『史料稿本』によれば明暦2(1656)年5月14日の触において「伊奈半左衛門、野村彦太夫二命シテ近郊ノ放鷹地二家屋ヲ営業スルヲ禁止セシム」とあり、代官支配地における屋敷建設の禁止が再度行われている。

こうした流れは、明暦3(1657)年1月18日から

20日に発生した明暦の大火によって江戸の町が灰燼に帰した後も変わりなく続くこととなる。『史料綱文』99編によれば、万治元(1658)年8月1日には「幕府、府下に令して、宅地を有する者、其廣狹・方位・地形を圖し、地名及び四隣居住の人名等を録して、之を上らしむ、其別邸も亦之に準ず、宅地を僦借する者は其事由及び地主の姓名を録上せしむ」とあり、町奉行支配地内の屋敷地管理の強化が行われた。

その一方で、市街地の拡大は止まっておらず、代官支配地における例外的な開発も一部認められるようになってくる。万治2(1659)年3月25日には、代官支配地、本所(現・墨田区)の開発を開始する。

『東京市史稿 市街編 6』によれば「本所の拓開に著手す。徳山重政・山崎重政奉行たり。堅川横川其他の溝渠を鑿ち、上水を通し、石壁を築き、橋梁を架し、土地を整理し、町衢を劃定し、大小の邸宅を配置す。三年にして略成^(ママ)り、完成には更に数年を要せり」とある。同じ年の万治2(1659)年11月15日には、代官支配地、千町野の開発を開始している。『柳営日次記』によれば「道奉行、普請奉行に銘じて、明暦災後、士人住々江戸近郊の農民地に僦居す、是日、幕府令して、其地を以て士人の宅地と為し、其廣狹を量り、代ふるに牟礼野の新懇地を以てし、五年間糧食を給し、且つ屋舎構造費を假貸す、」とある。

こうした例外的な代官支配地の開発を認める一方、改めて万治2(1659)年11月12日には寺社地・代官支配地への屋敷地化の禁止している。『柳営日次記』によれば「幕府令して、寛永寺・増上寺・傳通院・智楽院の寺地、及び江戸近郊代官所轄の新懇地を以て人に借して、屋舎を造るを申禁し、其明暦災後に新造せしものは明春を期して毀撤せしむ…」とある。これは東叡山(寛永寺)、増上寺、伝通院、地楽院の所領門前境内、並びに近郊代官所に新地をひらき、屋舎に貸してはならないという内容である。例外として、明暦3年の火災に後に来年の春までに奉行所に伺いを出せば認めるが、それ以外の場合は主管する官吏を厳しく罰するという内容も付記されている。

『史料綱文』99編によれば、その後、寛文1(1661)

年2月9日に「幕府、道奉行に命じて、宅地を詐りて賜邸と称する者を検査せしむ、又江戸近郊の地に新に屋舎を構造するを申禁す、」という触が出されており、引き続き代官支配地における屋敷地化禁止を命じている。

5. おわりに

以上、江戸周辺の幕領である代官支配地は、代官伊奈氏と代官野村氏の2家によって支配されており、それぞれが分布する地域には、①土地利用、②交通網、③集落密度において、特徴的な違いを持っていることがわかった。

この江戸周辺における代官支配地の性質について、江戸の市街地の拡大という視点から当時の幕府文書の検討を行った。その結果は以下の3点に集約することができる。(1)江戸の市街地は、明暦の大火の発生とは関係なく、その前段階からすでに町奉行支配地を超えて拡大しており、代官支配地や寺社地へ無秩序な開発が進行していた。(2)幕府は、代官支配地や寺社地に対して、無秩序な開発の停止を度々要請していた。(3)幕府は、万治2(1659)年において、本所及び千町野の開発に着手している。

このように江戸周辺の代官支配地に関する幕府の政策は、一貫して代官支配地や寺社領へのスプロール化を抑え込もうとする政策であった。こうした政策にも関わらず、継続的な江戸の市街地拡大は抑えられず、例外的に本所及び千町野が幕府主導の計画によって開発されるに至っている。

こうした江戸の市街地拡大をめぐる統制には、広域的かつ集権的な行政機構が必要となる。幕府は、江戸周辺の幕領支配の責務を代官伊奈氏と代官野村氏に集約することによって、その機能を担わせていたと考えられる。

一方、今回の検討では、代官伊奈氏と代官野村氏の支配地域に、①土地利用、②交通網、③集落密度における特徴的な差異があることに関する要因を明らかにすることはできなかった。今後は、この点に関する検討を進めるため、実際に支配の行われていた地域における地方文書の検討を行う予定である。

謝辞

本研究における史料収集調査は、2019～21年度 JSPS 科研費 JP19J10769「地理情報科学的接近による近世武蔵野の地誌学研究」特別研究員奨励費(研究代表者：夏目宗幸)の成果の一部である。

参考文献

- 池上裕子編(2005)『中近世移行期の土豪と村落』、岩田書院。
北島正元(1977)『武蔵田園簿』、近藤出版社。
山本英二(2010)創り出される由緒の家筋。『<江戸>の人と身分2 村の身分と由緒』(白川部達夫・山本英二編)、吉川弘文館。